

○不破消防組合火災予防条例施行規則

昭和 56 年 3 月 1 日規則第 1 号

改正

昭和 59 年 4 月 1 日規則第 1 号

昭和 63 年 4 月 1 日規則第 1 号

平成 2 年 4 月 19 日規則第 3 号

平成 4 年 4 月 1 日規則第 1 号

平成 26 年 10 月 1 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、不破消防組合火災予防条例（昭和 46 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(標語及び表示)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項第 5 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項 及び第 3 項、第 13 条第 2 項及び第 4 項、第 17 条第 3 項、第 23 条第 2 項及び第 4 項、第 27 条、第 31 条の 2 第 1 号、第 31 条の 7 第 1 号から第 6 号まで、第 33 条第 2 項、第 34 条第 5 号並びに第 39 条第 4 号に規定する標識及び表示は、別表第 1 によるものとする。

(防火対象物の使用開始の届出)

第 3 条 条例第 43 条の規定による防火管理者の使用開始の届出は、別記様式第 1 の届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- (1) 防火対象物の配置図
- (2) 各階平面図
- (3) 消防用設備等の設計図書
(消火器具、避難器具等の配置を含む。)
- (4) 防火対象物棟別概要追加書類
(同一敷地内に 2 以上の棟がある場合)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 4 条 条例第 44 条に規定する設備の設置の届出は、同条各号の設備に対応する次の各号の様式に当該設備の設計図書を添えて、消防長（消防署長）に届け出なければならない。

ただし、同条第 13 号にあつては、設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配電図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

- (1) 第 1 号から第 8 号までの設備 別記様式第 2 ア
- (2) 第 9 号から第 11 号までの設備 別記様式第 2 イ
- (3) 第 12 号の設備 別記様式第 2 ウ
- (4) 第 13 号の設備 別記様式第 2 エ

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出)

第 5 条 条例第 45 条に規定する行為の届出は、同条各号の行為に対応する次の各号の様式に、その区域及び場所の略図を添えて、消防長（消防署長）に届け出なければならない。ただし、これらの行為について、緊急を要する場合及びその内

容が軽易な事項である場合にあつては口頭をもって届け出ることができる。

- | | | | |
|-----|--------|--------|---|
| (1) | 第1号の行為 | 別記様式第3 | ア |
| (2) | 第2号の行為 | 別記様式第3 | イ |
| (3) | 第3号の行為 | 別記様式第3 | ウ |
| (4) | 第4号の行為 | 別記様式第3 | エ |
| (5) | 第5号の行為 | 別記様式第3 | オ |
| (6) | 第6号の行為 | 別記様式第3 | カ |

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第6条 条例第46条の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第4アの様式に、貯蔵又は取扱いの見取図を添えて、消防長（消防署長）に届け出なければならない。ただし貯蔵又は取扱いを止めたときの届出は、別記様式第4イの様式によるものとする。

(消防用設備等の工事計画の届出)

第7条 条例第43条の2の規定による消防用設備等の工事計画の届出は、別記様式第5に、関係図書を添付して消防長（消防署長）に届け出なければならない。

(検査の申請)

第8条 条例第47条に規定するタンクの水張検査又は水圧検査の申請は、別記様式第6の申請により行うものとし、消防長は、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行い、その結果技術上の基準に適合していると認めるときは、水張検査水圧検査済証を交付するものとする。

2 前項に規定する水張検査水圧検査証は、別記様式第7によるものとする。

3 第1項の水張水圧検査を不破消防組合以外の行政機関において、これを行った場合、当該タンクの検査済証の提出によってこれにかえることができる。

(火災に関する警報の発令基準)

第9条 消防法（昭和23年法律第186号、以下「法」という。）第22条第3項の火災に関する警報は、気象状況が次の各号の定めのほか、火災予防上消防長（消防署長）が危険であると認めるときに発令する。

(1) 実効湿度60パーセント以下で、最低湿度が25パーセント以下になると予想されるとき。

(2) 実効湿度60パーセント以下で、最低湿度が35パーセント以下で、かつ現に風速10メートル以上であり、又は風速10メートル以上になると予想されるとき。

(3) 現に風速15メートル以上であるとき、又は風速15メートル以上になると予想されるとき。

2 前項第2号の場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度70パーセント以上であるときは、同項の規定は適用しない。

3 発令した火災警報器は、消防長（消防署長）が火災予防上その必要がないと認めるときに解除する。

(選任又は解任)

第10条 法第8条第2項の規定による防火管理者の選任の届出には、その写し一通を添付しなければならない。

(講習会の終了資格証明)

第 11 条 規則第 4 条第 2 項に規定する防火管理者の資格を証する書面の交付を受けようとする者、別記様式第 8 による防火管理者資格証明書交付願（2 通）を消防長に提出しなければならない。

（基準の特例）

第 12 条 条例第 34 条の 2 の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの特例を受けようとする者は、別記様式第 9 によるものとする。

（解除承認）

第 13 条 条例第 23 条の消防長（消防署長）が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第 11 の申請書により申請しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和 56 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の祭、現に設けられている標識及び表示のうち、別表第 1 に定める基準に適合していないものに係る基準については、これらの規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 不破消防組合火災予防条例施行規則（昭和 46 年規則第 1 号。）は廃止する。

附 則

1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の祭、現に設けられている標識については、改正後の不破消防組合火災予防条例施行規則第 2 条の規定の施行後も、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年規則第 1 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年規則第 3 号）

この規則は、平成 2 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 4 年規則第 1 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

規制事項		寸法	cm	色	
根拠条文	標識類の種類	幅	長さ	地色	文字
第8条の3第1項及び第3項	燃料電池発電設備	15以上	30以上	白	黒
第11条第1項第5号 (第11条第3項)	変電設備(「変電所」又は「変電室」)	15以上	30以上	白	黒
第12条第2項 (第11条第1項第5号)	発電設備(「発電所」又は「発電室」)	15以上	30以上	白	黒
第13条第2項 (第11条第1項第5号)	蓄電池設備(「蓄電池室」)	15以上	30以上	白	黒
第17条第3号	立入禁止	30以上	60以上	赤	白
第23条第2項	「禁煙」・「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」	25以上	50以上	赤	白
第23条第3項	喫煙所	30以上	10以上	白	黒
第27条 (第31条の2第1条)	危険物 指定可燃物 を取り扱っている 旨、並び に危険物等の類 別・品名及び最大 数量を記載した 標識	30以上	60以上	白	黒
第31条の2第1号	「少量危険物貯蔵所」又は「少量危険物取扱所」	30以上	60以上	白	黒
	危険物の「類別」・「品名」・「最大数量」	30以上	60以上	白	黒

第31条の2第1号	「危」 「指定可燃物」	車両に固 定された タンクに 附するも の	30以上 文字20	30以上 文字20	黒	黄 反 射 塗 料
第31条の7第1号 第4号 第5号	「火気厳禁」	アルカリ金属の 過酸化物 第4類 第5類	15以上	30以上	赤	白
第31条の7第2号	「火気注意」	第2類	15以上	30以上	赤	白
第31条の7第3号	「禁水」	アルカリ金属の 過酸化物第3類	15以上	30以上	青	白
第31条の7第6号	「注水注意」	第6類	15以上	30以上	青	白
第33条第2項	「指定可燃物貯蔵所」又は「指定可 燃物取扱所」		30以上	60以上	白	黒
	指定可燃物の「類別」・ 「品名」・「最大数量」		30以上	60以上	白	黒
第34条第5号	「綿花類等貯蔵所」又は 「綿花類等取扱所」		30以上	60以上	白	黒
	綿花類等の「品名」・ 「最大数量」		30以上	60以上	白	黒
第39条第4号	「定員」及び「定員数」		30以上	25以上	白	黒
	満員		50以上	25以上	赤	白

備考

1 標識類の表示文字については、本表中、第23条第2項、第27条、第31条の2第1号、第31条の7第1号から第6号まで、第33条第2項、第34条第5号以外は、その場所に適応する表示文字を用いても差し支えない。

2 表示文字の配列は適宜とし、文字の大きさは、その板に対応する大きさとする。

別記様式第2 (ア) (第44条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日					
不破消防組合 消防長 (消防署長) 殿					
届出者 住所 電話 () 氏名 (印)					
防火 対象物	所在地	電話 ()			
	名称		主要用途		
設置 場所	用途		床面積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等
	構造		階層		
出 設 備	設備の種類				
	着工 (予定) 年月日		竣工 (予定) 年月日		
	設備の概要				
	使用する 燃料・熱源 ・加工液	種 類	使 用 量		
	安全装置				
取扱責任者の職氏名					
工 事 施工者	住所	電話 ()			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 6 ※印の欄は、記入しないこと。
 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第2号 (イ) (第44条関係)

燃料電池発電設備
 発電設備
 変電設備設置届出書
 蓄電池設備

年 月 日					
不破消防組合 消防長 (消防署長) 殿					
届出者 住所					
電話 ()					
氏名 () ㊟					
防火 対象 物	所在地	電話 ()			
	名称		用途		
設置 場所	構造	場 所		床面積	
		屋内 (階)、屋外		m ²	
	消防用設備等 又は特殊消防用 設備等	不燃区画	有・無	換気設備	有・無
	電 圧	V	全出力又は 定格容量	KW AH・セル	
届 出 設 備	着工 (予定) 年月日		竣工 (予定) 年月日		
	設 備 の 概 要	種 別	キュービクル式 (屋内・屋外) ・その他		
主任技術者氏名					
工 事 施工者	住 所	電話 ()			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあつては、一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備または変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第2 (ウ) (第44条関係)

ネオン管灯設置届出書

年 月 日				
不破消防組合 消防長 (消防署長) 殿				
届出者 住 所				
電話 ()				
氏 名 ㊞				
防火 対象 物	所在地	電話 ()		
	名 称		用 途	
届 出 設 備	設 備 容 量			
	着工 (予定) 年月日		竣工 (予定) 年月日	
	設 備 の 概 要			
工 事	住 所	電話 ()		
施工者	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第2 (エ) (第44条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届

年 月 日									
不 破 消 防 組 合 消防長 (消防署長) 殿									
届出者 住 所 電 話 () 氏 名 ㊞									
設置請負者		住 所			電 話 ()				
		氏 名							
監 視 人 氏 名		他 名							
設置期間		掲 揚			自 至				
		けい留			自 至				
設 置 目 的									
設置場所	地名・地番								
	地上又は屋上の別			用途		立入禁止の方法			
充てん又は作業の方法				日 時		場 所			
				方 法		ガス置場			
構	気 球		型	直 径		材 質			
				体 積		厚 さ			
造	揚 網			材 質		太 さ			
	電 節	電球の定格電圧			灯 数		配線方法		直列・並列
		電 線 の 種 類					断面積		
総 重 量						その他		必 要 事 項	
支持方法		掲 揚							
				けい留					
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

様式第3 (ア) (第45条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火災
届出書
を發するおそれのある行為の

年 月 日	
不 破 消 防 組 合 消防長 (消防署長) 殿	
届出者 住 所	
電 話 () 氏 名 ㊟	
発生予定日時	自 至
発生場所	
燃 焼 物 品 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第3 (イ) (第45条関係)

煙火 仕上げ
届出書
仕掛け

不破消防組合 消防長 (消防署長) 殿		年 月 日
届出者 住所 電話 () 氏名		(印)
仕上げ 予定日時 仕掛け	自 至	
仕上げ 場所 仕掛け		
周囲状況		
煙火の種類 及び数量		
目的		
その他 必要な事項		
仕上げ に直接従 仕掛け 事する責任者の 氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 仕上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第3 (ウ) (第45条関係)

催物開催届出書

年 月 日		届出者	
不 破 消 防 組 合 消防長 (消防署長) 殿			
住 所			
電話 () 氏 名 ⑩			
防 火 対 象 物	所在地		
	名 称	本来の用途	
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使 用 目 的			
使 用 期 間		開 催 時 間	
収 容 人 員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	
防 火 管 理 者 氏 名			
そ の 他 必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第3 (エ) (第45条関係)

断 水 道 減 水 届 出 書

年 月 日	
不破消防組合 消防長 (消防署長) 殿	
届出者 住 所	
電話 ()	
氏 名 ㊟	
断 水予定日時 減	自 至
断 水 区 域 減	
工 事 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

様式第3 (才) (第45条関係)

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日	
不 破 消 防 組 合 消防長 (消防署長) 殿	
届出者 住 所	
電話 ()	
氏 名 印	
工事予定日時	自 至
路線及び箇所	
工 事 内 容	
現場責任氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 工事施工区域の略図を添付すること。

様式第3 (カ) (第45条関係)

露店開設届出書

年 月 日			
不 破 消 防 組 合 消防長 (消防署長) 殿			
届出者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____ (印)			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	(電話 _____)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

